

四国ろう相談支援協会 会 則

(名称)

第1条 本協会は、四国ろう相談支援協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を香川県観音寺市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、相談員を設置することによって、聴覚障がい者及び聴覚障がいに重複する障がいをもつ者、その家族や関係者の相談に応じて必要な支援を行い、その福祉の増進を目的とする。

また、災害における支援活動の拠点ともする。

(責務)

第4条 会員は、個人の人権を尊重し、本協会で知り得た情報を第三者に公開及び提供してはいけない。また本協会を退会した後も第三者に公開及び提供してはいけない。

(役員の種類及び定数)

第5条 本協会には次の役員を置く。

- (1) 役員 4名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 役員のうち1名を会長、1名を副会長とする。

(役員を選任等)

第6条 役員及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本協会を代表し、その業務を整理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

- 3 役員は、役員会を構成し定款及び総会の議決に基づき本協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次にあげる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査する。
 - (2) 役員業務執行の状況を監査する。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見した時は、これを総会及び役員会に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会または役員会の招集を請求する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第9条 役員は次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければいけない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員会構成)

第10条 役員会は、役員を持って構成する。

(役員会機能)

第11条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の種類及び開催)

第12条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、必要に応じて開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要であると認めたとき

(2) 役員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項記載した書面を持って招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(役員会の招集)

第13条 役員会は会長が招集する

2 前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時役員会を

招集しなければならない。

(役員会の議長)

第14条 役員会の議長は、その役員会において、出席役員の中から選出する。

(財産及び会計)

第15条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第16条 本協会の財産は、会長が管理しその方法は役員会の議決を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第17条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更及び解散)

第18条 この規約は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

2 本協会は次の各号にあげる事由により解散する。

- (1) 協会の目的が達成されたとき、または達成が不可能となったとき。
 - (2) 総会において会員の3分の2以上の同意があったとき。
- 3 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

附則

この規約は、2014年4月1日から施行する。

本協会の最初の役員は四国ろう相談支援運営委員会が担う。

役員 竹島春美 藤田由紀子 高橋靖子 近藤龍治

この規約は、2015年5月10日 一部改正